

# 川崎市中心部身体障害者福祉会館 貸室利用の手引き

## 1. 会館設置の目的

川崎市中心部身体障害者福祉会館は、市内に居住する身体障害者の自立更生を援助するとともに、身体障害者の福祉に係る地域活動を促進し、地域における身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。（「川崎市身体障害者福祉会館条例」）

## 2. 貸室の利用時間

午前 9：00～12：00 午後 13：00～17：00

夜間 17：00～20：30（平日・土曜のみ）

※祝祭日、12月29日～1月3日 休館日のため利用は出来ません。

## 3. 貸室を利用できる方

○市内在住または在職の身体障害者及び付添者

○市内在住または在勤の福祉活動をしている方

※児童が利用される場合は保護者の方の付き添いが必要です。

## 4. 利用料

貸室 … 無料

コピー機 … 白黒10円/枚、カラー30円/枚

リソグラフ … 50円/版

## 5. 貸室の利用方法

事前に会館使用申込書を部屋ごとに提出していただきます。（2ヶ月先まで予約可能）  
初めて利用される団体の方は、利用団体登録申請を行った後、利用が可能となります。  
また、責任者などが変更となった場合は、速やかに団体登録変更届を提出下さい。

※政治・宗教・営利目的の利用は一切お断りいたします。

※児童が利用される場合は保護者の方の付き添いが必要です。

※参加者の負担が材料費実費相当を超えない範囲であることが必要です。

## 6. 利用上の注意点

- ・ 飲食される場合は、事前にご連絡下さい。なお、飲酒はできません。
- ・ 冷蔵庫の利用について、内容物は各団体で責任をもって管理して下さい。  
また、湯飲み等の食器類についても、団体名が分かるようにし、衛生管理を充分に行ってください。
- ・ ゴミが出た場合は、必ずお持ち帰りください。
- ・ イスや机など現状復帰の上、ご退出して下さい。
- ・ 団体に帰属する物品の保管を希望される場合は、館長の許可が必要です。  
管理が難しい場合は、お断りすることがあります。
- ・ 他の会館利用者や近隣住民に迷惑となる行為はしないでください。
- ・ その他、条例等に基づき貸室利用について不適切と判断した場合には、使用を停止または利用許可を取り消しすることがあります。

※当会館は、「川崎市身体障害者福祉会館条例」、「川崎市身体障害者福祉会館条例施行規則」および「公益財団法人 川崎市身体障害者協会 身体障害者福祉会館施設管理及び運営規程」に基づき運営しています。

川崎市中部身体障害者福祉会館 館長